

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月11日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第12号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (復興推進室、秘書室、きれいなまち 推進室及び子育て支援室の室長に限 る。) 総務課の副主幹及び主査(法規 審査の事務を担当する者に限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務を担当す る者に限る。) 財政課の副主幹及び 主査(予算の事務を担当する者に限 る。)	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (復興推進室、秘書室、きれいなまち 推進室及び子育て支援室の室長に限 る。) 総務課の副主幹及び主査(法規 審査の事務を担当する者に限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務を担当す る者に限る。) 財政課の副主幹及び 主査(予算及び庁舎管理の事務を担当 する者に限る。)
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 [略]		2 [略]	
3 花巻市		3 花巻市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長(国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。) 所長(市民生活総合相談 センターの所長に限る。) 総務課の 課長補佐(法規の事務を担当する者に 限る。)及び法規文書係長 人事課の 課長補佐、意識改革推進係長及び給与 厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政 策課の課長補佐(秘書の事務を担当す る者に限る。)及び秘書係長 企画調 整課の課長補佐 財政課の課長補佐及	市長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長(国際 交流室の室長に限る。) 所長(市民 生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐(法規の事務を 担当する者に限る。)及び法規文書係 長 人事課の課長補佐、意識改革推進 係長及び給与厚生係長 管財課の課長 補佐 秘書政策課の課長補佐(秘書の 事務を担当する者に限る。)及び秘書 政策係長 企画調整課の課長補佐 財 政課の課長補佐及び財政係長

		び財政係長
		[略]
教育委員会		[略]
事務局長等	保育園	園長（西公園保育園、日居城野保育園及び湯口保育園の園長に限る。）
		[略]
		[略]

4・5 [略]

6 遠野市

組織	職員	
	[略]	
市長の事務部局	本庁	経営企画室長 部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 経営企画室の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。） 所長（市民サービスコーナー及び地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、副主幹、行政文書係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 管理情報課の副主幹及び管財係長
		[略]
教育委員会	事務局	教育長 教育次長 課長 教務課の課長補佐
事務局等		[略]
		[略]

7 一関市

組織	職員	
	[略]	
市長の事務部局	[略]	
	支所	支所長 支所次長 課長
		[略]
	保育園	[略]
		[略]

8 [略]

9 釜石市

組織	職員	

		[略]
教育委員会		[略]
事務局等	保育園	園長（西公園保育園、日居城野保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）
		[略]
		[略]

4・5 [略]

6 遠野市

組織	職員	
	[略]	
市長の事務部局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
		[略]
教育委員会	事務局	教育長 教育部長 担当部長 課長 教務課の課長補佐
事務局等		[略]
		[略]

7 一関市

組織	職員	
	[略]	
市長の事務部局	[略]	
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
		[略]
	保育園	[略]
	こども園	園長（藤沢こども園の園長に限る。）
		[略]

8 [略]

9 釜石市

組織	職員	

[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 副室長 副本部長 会計管理者 部次長 課長 所長（地域包括支援 センターの所長に限る。） 室長（少 子化対策・男女共同参画推進室及び橋 野高炉跡世界遺産登録推進室の室長に 限る。） 総務課の課長補佐、秘書係 長、行政係長及び職員係長 財政課の 課長補佐（予算の事務を担当する者に 限る。）
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育次長 課長 室長 指導 監
	小学 校及 び中 学校	[略]
	図書 館	館長
[略]		

10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 総務 課の課長補佐及び行政係長 財政課の 課長補佐、財政係長及び管財係長
[略]		
[略]		

12 奥州市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 競馬対策室長 課 長 総務課の課長補佐、秘書係長、行 政係長及び職員係長 財政課の課長補 佐、財政係長及び管財係長
[略]		

[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 副室長 危機管理監 会計管理 者 部次長 課長 事務局次長 所長 （地域包括支援センター及び仮設住宅 運営センターの所長に限る。） 室長 （世界遺産登録推進室、国土調査推進 室、高規格幹線道路対策室、都市整備 推進室、リーディング事業推進室及び 廃棄物対策室の室長に限る。） 総務 課の課長補佐、秘書係長、行政係長及 び職員係長 財政課の財政係長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 教育次長 課長 指導監
	小学 校及 び中 学校	[略]
[略]		

10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 市長 公室の室長補佐、秘書広報係長及び財 政係長 総務課の課長補佐、行政係長 及び契約管財係長
[略]		
[略]		

12 奥州市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室の室長 に限る。） 会計管理者 課長 総務 課の課長補佐、秘書係長、行政係長及 び職員係長 財政課の課長補佐及び財 政係長 財産運用課の課長補佐
[略]		

	介護センター	事務長
	[略]	
	診療所	所長 副所長 事務長
	[略]	
	保育所	所長（田原保育所、江刺南保育所、稲瀬保育所及び前沢保育所の所長に限る。）
保育園	園長（みなみ保育園の園長に限る。）	
教育委員会等の事務局等	[略]	
	幼稚園	園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）
[略]		

13 雫石町

組織	職員	
[略]		
町長の事務局	本庁	会計管理者 課長
	[略]	
[略]		

14 葛巻町

組織	職員	
[略]		
町長の事務局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長
	[略]	
[略]		

15～17 [略]

18 矢巾町

組織	職員	
[略]		

	介護センター	所長
	[略]	
	診療所	所長 事務長
	[略]	
	保育所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
教育委員会等の事務局等	[略]	
	幼稚園	園長（佐倉河幼稚園及び南都田幼稚園の園長に限る。）
[略]		

13 雫石町

組織	職員	
[略]		
町長の事務局	本庁	会計管理者 課長 保健師長 総務課の主査（人事、給与、服務、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 企画財政課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

14 葛巻町

組織	職員	
[略]		
町長の事務局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の主任主査
	[略]	
[略]		

15～17 [略]

18 矢巾町

組織	職員	
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐
	[略]	
[略]		

19～22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長（出納室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 教育次長 課長
	[略]	
[略]		

24・25 [略]

26 田野畑村

組 織	職 員	
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>総務・学校教育課長</u> 社会教 育課長
	[略]	
[略]		

27 普代村

組 織	職 員	
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>室長（出納室の室長に限る。）</u>
	[略]	
[略]		

28～32 [略]

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐 及び職員係長
	[略]	
[略]		

19～22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>部長</u> <u>局長</u> 課長 室長 （出納室、復興推進室、被災者支援室 及び情報化推進室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>部長</u> 教育次長 課長
	[略]	
[略]		

24・25 [略]

26 田野畑村

組 織	職 員	
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>参事</u> 課長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>教育次長</u>
	[略]	
[略]		

27 普代村

組 織	職 員	
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	[略]	
[略]		

28～32 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。